平成２１年（フ）第１３２３号
仙台市青葉区上愛子字北原道上17番地の１
クローバーフォーＡ棟
債務者　壹岐　和憲
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３４１号
宮城県宮城郡七ヶ浜町花渕浜字上ノ山２番地の１、住民票上の住所宮城県遠田郡涌谷町涌谷字千間江28番地
債務者　遠藤　清子
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５１号
仙台市青葉区通町２丁目17番６―406号
債務者　加藤　幸毅
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５４号
宮城県黒川郡大郷町味明字原下18番地
債務者　蜂屋　信子
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９１号
仙台市宮城野区燕沢東１丁目10番５号　グランドールⅠ―203
債務者　村上　　恵
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７９号
福島県会津若松市桧町５番60号、前住所福島県耶麻郡磐梯町大字大谷字家ノ前560番地
債務者　遠藤　裕介
１　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１８０号
福島県会津若松市桧町５番60号、前住所福島県耶麻郡磐梯町大字大谷字家ノ前560番地
債務者　遠藤　明美
１　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第５３６号
茨城県水戸市元吉田町1415番地の２
債務者　神代　建巳
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５３７号
茨城県水戸市元吉田町1415番地の２
債務者　神代　記子
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５６０号
茨城県東茨城郡大洗町桜道458番地　第二バルーン朝日101号室
債務者　草野　忠男
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５８６号
水戸市元吉田町2253番地の３
債務者　三木　勝三
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５９２号
水戸市千波町434番地の１　ラ・ヴィータ静香Ｂ棟203号、旧住所水戸市西原２丁目12番12―201号　青山ケンネルビル
債務者　横山　靖子
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５９６号
茨城県ひたちなか市大字高場1557番地７、旧住所茨城県那珂市菅谷5342番地３
債務者　田所トミ子
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６００号
水戸市見川町1814番地の19
債務者　助川　利夫
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６０２号
水戸市吉沼町395番地の18
債務者　関根　博美
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６０９号
水戸市千波町2860番地の４　市営千波原第１住宅１棟３Ｆ２号
債務者　石津　明子
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１５４号
茨城県北茨城市関南町里根川12番地12
債務者　鈴木　陽子
１　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
水戸地方裁判所日立支部